



2021 JGA アマチュア競技
ローカルルールと競技の条件

公益財団法人 日本ゴルフ協会

JGA 主催のアマチュア競技（日本アマチュア本選・予選、日本女子アマチュア本選・予選、日本ジュニア、日本学生、日本女子学生、日本シニア、日本女子シニア、日本ミッドシニア、日本グランドシニア、日本ミッドアマチュア、日本女子ミッドアマチュア、J-sys ゴルフ選手権、国民体育大会（本大会）、日本スポーツマスターズ（本大会））には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で JGA が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2019 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（マッチプレーではホールの負け、ストロークプレーでは 2 罰打）。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された壁を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで達し、その境界線と一致する。
- (2) プレーヤーの球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界側の縁である

場合、ローカルルールひな型 B-2.2 に基づいてその地点の反対側に救済を受けることができる。

(3) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの 1 罰打の救済の追加の選択肢となる。**そのドロップゾーンは救済エリアである。**球はその救済エリアの中にドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

3. 後方線上の救済 (ローカルルールひな型 E-12)

このローカルルールは規則 16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b を採用する場合に適用する。

4. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 白線で完全に囲まれている区域 (ギャラリー用のクロスウェイとしてマークした区域を含む)。
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所 (例: 観客や車両の移動による損傷)。
- ③ 張芝の継ぎ目; ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ バッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線や点 (ヤーデージマーキングなど) は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や点がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ② 動かさない障害物によって囲まれて造園された区域 (花壇や低木の植込みなど) とその区域に生長しているすべての物は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ③ ウッドチップで舗装された道路。ただし、個々のウッドチップ自体はルースインペディメントである。

- ④ 人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。

5. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
- (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木。
- (3) アウトオブバウンズと定めている物に取り付けられている門。

6. 恒久的な送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次の通りに修正される：プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは罰なしに、規則 14.6 に従って直前のストロークを行った場所からプレーしなければならない。

7. 規則 11.1b 例外 2 に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケースの制限

ローカルルールひな型 D-7 を適用する。

8. クラブと球の仕様

- (1) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。
- (2) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (3) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (4) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反に対する罰—失格

9. プレーのペース (規則 5.6)

すべての競技でプレーのペースの方針が厳密に適用される。プレーヤーはプレーのペースの方針を入手し、プレーの前に入念に読まなければならない。

10. プレーの中断 (規則 5.7)

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のための即時中断：1 回の長いサイレン

通常の中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5H）。

11. 練習

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する：

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコース上で練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホール間の練習 (規則 5.5b)

規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

12. 移動

ラウンド中、プレーヤーとキャディーはいかなる形態の動力付き

の移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に認められる。このローカルルールの違反の罰-違反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

(注) 本規定を変更する競技会については競技規定への掲載または競技会場の公式掲示板で通知する。

13. ドーピング検査の実施

日本アマチュア、日本女子アマチュアゴルフ選手権競技は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技である。これらの競技において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる。

この条件に違反したプレーヤーは競技失格となる。

14. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

15. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、JGA により会場で公表される。

16. 競技の結果-競技の終了時点

(1) 本選競技

競技の結果は選手権のトロフィーが優勝者に授与されたときに正式に発表されたことになり、その競技は終了となる。

(2) 予選競技

競技の結果は最終成績表が競技会場の公式掲示板に掲載されたときに最終となる。

17. 行動規範

プレーヤー、またはそのキャディーは JGA が定める「行動規範」に従わなければならない。

行動規範

JGA のアマチュアゴルフ選手権競技の競技委員会は参加プレーヤー、開催倶楽部、そしてこの選手権に関わる人々の質に誇りを持っています。この競技がすべての人々に楽しんでもらえるように、すべての参加プレーヤーはこの行動規範に従わなければなりません。行動規範は練習ラウンドを含めこの競技の開催期間中はすべての参加プレーヤー、そのキャディーに適用されます。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうために、プレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることにあります。規則 1.2 「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければなりません。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さない、目土をしないなど）。
- 受け入れられない言動をする。
- クラブ、コースを乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。
- 他のプレーヤー、レフェリー、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- 認められていない場所での喫煙、飲酒。
- 違法薬物の摂取。
- 違法物の所持。
- 開催倶楽部のドレスコード（JGA が別途定めている場合はそのコード）に従わない。

- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度。
- ・ 政府、地方自治体、開催倶楽部、主催者が要請する新型コロナウイルス感染症防止対策に従わない。

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁。
- ・ 2 回目の違反－1 罰打。
- ・ 3 回目の違反－2 罰打。
- ・ 4 回目の違反や重大な非行－失格。

プレーヤーは上記の行動基準に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会、チャンピオンシップチェアマン／チェアウーマン、チーフレフェリーの裁量に委ねられる。

懲戒的な制裁

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに、今後の JGA 競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格の罰を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内でその違反に対する弁明を書名で提出することができる。競技委員会は提出された文書、レフェリー、関係者等からのすべての情報を勘案して制裁を決定する。

ゲームの精神に反する行動の重大な違反

上記行動規範に関わらず、規則 1.2a に基づいて、委員会はゲームの精神に反する行動の重大な非行についてプレーヤーを失格とすることができる。

JGA 競技委員会